

障がい者支援施設等管理者・施設長 様

大 阪 府 福 祉 部 長

大 阪 府 健 康 医 療 部 長

障がい者支援施設等への新規入所者における入所時の検査について(通知)

日ごろより、府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本府における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、年明け以降、陽性者数が増加し、1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数は 18.16 人(令和3年2月5日現在)と高い水準を維持している状況です。

とりわけ、第三波(令和2年 10 月 10 日)以降に障がい者支援施設等で発生したクラスターは、2月5日時点で 13 施設(陽性者 213 人)に上っており、当該施設におけるクラスター発生防止について、より一層の取組みが必要です。

つきましては、こうした状況への対応策として障がい者支援施設等への新規入所者(医療機関から退院後の方や入所・入居の契約済みの方、又は確定している方も含みます。)につきまして、下記の場合には行政検査として取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、運用の開始は、2月12日からといたします。

記

障がい者支援施設等への新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能です。

検査の実施については、新規入所者の入所前の生活状況等を勘案し、検査の要否を貴施設の連携医療機関等(同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、障がい者支援施設等が平時に連携している医療機関)の医師と相談してください。なお、連携医療機関等に相談される際は、本通知文と別紙の医療機関あてのお知らせをご提示ください。

障がい者支援施設等:

障がい者支援施設、共同生活援助事業所(グループホーム)、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所

(いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む。なお、障がい者支援施設等におかれては、併設通所・短期事業所にも本通知内容をご了知いただきますようお願いいたします。)

【問い合わせ先】

(障がい者支援施設等に関すること)

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

電話 06-6944-6026

(行政検査に関すること)

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課感染症・検査グループ

電話 06-4397-3204

(別紙)

※障がい者支援施設等管理者・施設長 様

連携医療機関等に新規入所者の検査について相談される際は、府からの通知文本文と、このお知らせを連携医療機関等にご提示ください。

障がい者支援施設等連携医療機関等様へ

大阪府では、障がい者支援施設等への新規入所者における入所時の検査について、令和3年2月10日付け感対第6414号にて各障がい者支援施設等あて周知しております。つきましては、以下の点にご留意の上、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 連携医療機関等において検査が実施できない場合は、連携医療機関等から相談窓口にご相談ください。相談窓口は、2月12日から運用を開始します。
＜相談窓口＞ 開設時間(土日・祝日含む) 9時～18時 電話番号 06-7166-9988
- 2 連携医療機関の医師が必要と判断して実施した保険適用の検査については、その医療機関と府もしくは政令市・中核市が行政検査に係る委託契約を締結することで、検査にかかる費用を公費にすることが可能です。
(当該契約の効力は遡及可能ですので管轄の保健所へご相談ください)。

大阪府